

令和7年度地域協議会 要旨

- 日 時：令和7年5月26日（月）11時30分～正午
- 会 場：大田区社会福祉協議会
- 司会進行：大田区社会福祉協議会 岡田総務課長
- オブザーバー：大田区

1. 地域協議会について

司 会 ただいまから、令和7年度地域協議会を開催します。近藤事務局長から挨拶をお願いします。

社 協 本協議会は、大田区と大田区社協が、地域公益事業を行う社会福祉法人の社会福祉充実計画の作成支援にあたり、事業内容や地域ニーズについて関係者の意見を聴く場として開催するものです。また、地域における公益的な取組を進めるため、地域課題を理解し、関係者とのネットワークづくりを推進する目的で開催しており、大田区社協が運営を担当しています。

本日は、大田区福祉部の佐藤指導監査担当課長と福祉部福祉管理課法人指導の担当者にもオブザーバーとして参加いただいています。どうぞよろしくお願いします。

司 会 次第に沿って進めます。地域協議会について担当より説明します。

社 協 この地域協議会は、資料1「社会福祉法人大田区社会福祉協議会 地域協議会に関する規程」の第3条第2項の規定に基づき、社協が設置する「大田区地域福祉活動計画推進委員会委員」を当協議会の委員としています。

社会福祉法の改正により「地域協議会」を整備することになりました。資料2の1ページ目をご覧ください。「再投下対象財産の有効活用について」では、社会福祉法人が保有する財産について、事業継続に必要な財産を控除した上で、再投下可能な財産である「社会福祉充実財産」を算定する仕組みが説明されています。この計算式によって「社会福祉充実財産」が生じた法人は、「社会福祉充実計画案」を作成することになっています。

資料2の2ページ目をご覧ください。社会福祉充実財産の使途は、3つの順位で検討し、「社会福祉充実計画」に基づき再投資されることに

なっています。特に第2順位の「地域公益事業」に取り組む場合には、事業内容がきちんと地域のニーズを的確に反映しているかどうか、地域協議会で意見を聴くことが必要です。

では、「地域公益事業に取り組まない場合は地域協議会を開催しなくてもいいのか」という点についてですが、国は「地域公益事業の実施希望がない場合であっても、法人が「地域における公益的な取組」を進めていく上で、地域課題を理解し、関係者とのネットワークづくりを推進することは有用である」として、地域協議会は毎年度1回以上開催することが望ましいとしています。

このため、資料1の規程第2条では、地域公益事業に関すること以外も協議事項として定めています。本日についても、地域公益事業への取り組みを希望する法人はありませんが、次第に沿って開催します。

資料3には、区内に法人本部を置く社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の一覧と関係資料を添付しています。本日は、オブザーバーとして参加いただいている佐藤指導監査担当課長から、この件についてご説明いただきます。よろしくお願いします。

区職員 社会福祉法人は、高い公益性を持つ法人であり、社会福祉法の規定に基づき、地域の福祉ニーズを踏まえた上で、自主性や創意工夫による多様な地域貢献活動が求められています。これが「地域における公益的な取組」と呼ばれるものです。

資料3-1は、大田区長が所轄する社会福祉法人から届出のあった「地域における公益的な取組」の実績をまとめたものです。平成29年度に「地域における公益的な取組」が法人の責務として規定されて以降、19法人すべてが実施しており、実施率は100%となっています。令和5年度は、合計130件、1法人あたり6.8件の取組が行われ、コロナ禍での減少を経て過去最高の件数となりました。東京都内の社会福祉法人の平均件数や実施率を上回る高い実績です。令和5年度に件数が増加した理由としては、コロナ禍で中止していた取組の再開や、取組内容の積極的な記載が促進されたことが挙げられます。これにより、法人の本来の取組実績が数字として反映されるようになりました。

続いて、取組の分類別取組件数についてです。分類別では、「地域の関係者とのネットワークづくり」が40.8%と最も多くなっています。おおた福祉ネットや地域貢献活動など、法人が積極的に地域に出てネットワークを構築し、役割を果たしていただいていることが伺えます。

厚生労働省は、地域共生社会の実現に向けて、社会福祉法人が「地域における公益的な取組」を通じて積極的に貢献することを求めています。また、取組の是非は地域で評価されるべきとされており、本協議会の場で法人の取組に対するご意見や評価をいただき、法人にフィードバックすることが区の役割の一つと考えています。今年度も引き続き報告を行いたいと考えています。資料の説明は以上です。

今後も、地域共生社会の実現に向けて皆さまのご意見をいただければ幸いです。

2. 大田区社会福祉法人協議会パンフレットの紹介について

社 協 お配りしている大田区社会福祉法人協議会のパンフレット「ネットワークで福祉をむすぶ」についてご紹介します。このパンフレットは、2015年7月に発足した際に策定したもので、昨年12月に改訂しました。

パンフレットの2～3ページでは、おおた福祉ネットの成り立ちや活動内容、目指す姿などを紹介しています。活動内容としては、「おおた福祉カレッジ」や「おおたスマイルプロジェクト」など、人材育成やひとり親家庭等の支援に取り組んできました。

4～5ページでは、おおた福祉ネットのエリア展開について説明しています。大田区内を4つのエリアに分け、各エリア内で社会福祉法人が協力し合い、地域性や希望に寄り添った活動を進めています。コロナ禍で一時活動が停滞した時期もありましたが、~~一~~昨年度前あたりからエリアごとの活動が再開しています。

最後のページには参加法人の一覧が掲載されており、41法人が参加しています。こちらのパンフレットは、大田区の地域力推進地区委員会や各地区の民協の会議でも配付し、社会福祉法人と地域がつながる意識を持っていただきたいと考えています。

3. 協議事項「地域の福祉課題に関すること等について」

司 会 委員の皆さまには、これまでの報告内容も踏まえ、地域の福祉課題や求められている福祉サービスについてご意見をお願いします。よろしくお願いします。

A委員 社会福祉法人が果たすべき役割は多く、事業現場では人手不足や物価高の影響で活動が制限される状況があります。そのような中でも、

公益性を示す取組が求められていると考えています。資料３－１、３－２には大田区長所轄の法人のみ記載されていますが、おおた福祉ネットには４０法人以上が参加しており、区長所轄ではない法人も取組を行っています。また、リストの記載方法が自由なため、記載漏れや内容のばらつきが見られます。今後は補足説明を加えていただけるとありがたいです。

区職員　ご意見ありがとうございます。資料３－１、３－２は大田区長所轄法人のみの記載です。説明が不十分で申し訳ありませんでした。次回以降は分かりやすく説明します。取組内容についても、社会福祉法人と連携し、漏れがないように努めます。

B委員　資料３－２を見るたびに、「公益的な取組とは何か」「社会福祉法人とは何か」という疑問を持ちます。例えば、実習や現場受け入れは法人業務の一環として当然行っていることではないかと感じます。公益的な取り組みの共通理念を、もう少しすり合わせていただけると良いと思います。また、区民の参加人数など、具体的な成果が分かるとさらに良いです。

C委員　居場所の貸し出しなど、地域には施設のニーズがあります。今回の資料にも無償貸出や認知症カフェなどの記載がありますが、社会福祉法人側も住民から意見を聴く機会が必要だと思います。地域力推進会議などで意見交換できる場を充実させてほしいです。

D委員　資料３－２を見ると、いくつかの施設で配食サービスを実施している記載がありますが、私も一緒に取り組みたいです。配食サービスは施設内だけで実施されているか、連携の可能性があるのか知りたいです。

区職員　配食サービスと記載されているものは基本的に施設内でのサービスですが、声かけや連携は大切だと考えています。８月に開催予定の法人指導連絡会などでご意見を共有したいと思います。

E委員　社会福祉充実財産について質問です。資料に掲載されている法人はすべて社会福祉充実財産があるのでしょうか。

区職員 資料に掲載されている法人がすべて該当するわけではありません。
資料２に基づいて計算すると、対象になるのは２法人のみです。

司 会 皆さまからご意見をいただき、ありがとうございました。いただいたご意見は、社会福祉法人協議会などで情報共有していきたいと思えます。